

「高等教育計画」等について①

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受けて、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新增設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

	「高等教育の計画的整備について」 (昭和51年3月)	「高等教育の計画的整備について」 (昭和54年12月)	「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備 について」(昭和59年6月)
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度
期間中の18歳人口 の動向	昭和40年代の減少が下げ止まり、概ね150万人台で推移。	161万人から185万人に増加(途中、昭和59・60年度に落ち込む)。	185万人から205万人に増加。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度に40.3%を想定。	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度に37%を見込む。	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。
定員の取扱いの 方針	○入学定員を2.9万人増(進学者数は3.2万人の増)。	○入学定員を3.4万人程度の増(実員では4万人程度の増)。	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万増とともに、臨時的定員を4.4万増。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度における一応の目的を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目的(試算)を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目的を示す。
分野別の考え方	計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備。	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備。 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない。	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。

※昭和50年に私立学校振興助成法が制定され、国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなった。その関連で私立学校法の一部改正が行われ、財政負担が無制限に膨張することが無いよう、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員に係る学則の変更が認可事項となった。

「高等教育計画」等について②

	平成5年度以降の高等教育の計画的整備 (平成3年5月)	平成12年度以降の高等教育の将来構想 (平成9年1月)	我が国の高等教育の将来像 (平成17年1月)
計画期間	平成5-12年度	平成12-16年度	平成17年度-32年頃
期間中の18歳人口の動向	198万人から151万人に減少。	151万人から141万人に減少。	137万人から減少。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1(40.0%), 同2(41.2%), 同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭。	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算。	18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
定員の取扱いの方針	○大学等の新增設は原則抑制の方針。 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則。なお、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要。	○大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。 ○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める。	○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない。	○大都市の大学等の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る。	○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃。
分野別の考え方	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。看護職員は整備を図る必要。	○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。	○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持。(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)



※平成13年に総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」が出され、抑制方針及び工業(場)等制限法の見直しが提言された。この提言を受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法は廃止された。

東京23区の大学の定員抑制

平成29年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、東京23区において大学の定員増は認めないことを原則とし、年内に具体的な制度等の成案を得ることと併せ、「本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う」とされたことを踏まえ、暫定措置として平成30年度及び31年度についての設置認可に関する告示を改正。

対応方針（案）

●暫定措置として以下の対応を行う。

◇平成30年度収容定員増（10月に申請が予定されているもの）

◇平成31年度大学の設置、学部等の設置、収容定員増

<対応方針>

- ・原則として東京23区の収容定員増は認めないが、校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、さらに大学の設置、学部等の設置、収容定員増について機関決定している場合に限り、例外事項とする。
- ・専門職大学の設置に関しては、①新たな学校種であること、②リカレント教育の機関として活用していくこと、③実務家教員の募集などから都心でない難しい分野等も想定されることから、東京23区に所在する専門学校が当該専門学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合に限り、例外事項とする。
- ・医学部の地域枠（東京都以外の都道府県で将来医師として従事しようとする学生の入学枠）による臨時定員増に関しても、例外事項とする。

スケジュール（案）

8月14日～9月12日

パブリックコメント

8月23日

中教審大学分科会、まち・ひと・しごと有識者会議

9月中旬～下旬

暫定措置に関する告示公布